

全直轄で設計変更円滑化

7月メドに手引き全面適用

企業努力応え片務性解消

国 交 省

国土交通省は、設計変更ガイドラインを7月メドに全直轄工事で適用する。各地方整備局では関東をはじめ、近畿、四国、東北などでガイドラインを策定しており、そのほかも順次、作業を進めている。関東地方整備局では04年にガイドラインを定め、実工事の設計変更に役立てている。国交省は、適切な理由のある設計変更はやる「スタンス」を持ち、企業努力に応え、施工段階の片務性解消を目指す。

ガイドラインは、設計変更できないケースと変更可能な場合に手続き方法も含めて具体的に解説したもの。

各工事では工事着手前の第3者会議（発注者、受注者、コンサルタント）等の場でガイドラインを提示し、受発注者双方の認識を深める。設計変更を円滑に進めるには、発注者と「協議」して正式な書面を交わし、変更の必要性を明確化することがポイント。

例えは、具体的な寸法や工法を規定せず、必要な設計条件のみを明示する「任意仮設」は、施工

方法や適用する仮設本体の変更などを対象外とするものの、施工条件の不一致など工事条件を大きく変更する場合は設計を変更できる。

変更不可能となるケースは協議の回答待ち段階や協議をせずに請負者独自で施工したケース、口頭のみ指示といった正式な書面がない場合などを例示している。

一方、設計変更できる事例は▽仮設で当初発注時点に予測できなかった土質条件や地下水位等が現地で確認した場合▽請負者の責によらず工事着手できない場合▽設計図

書の範囲を超えて作業を

実施する場合▽設計図書

の誤謬や脱漏▽設計図書

の表示不明確▽設計図書

の表示不明確▽設計図書

の表示不明確▽設計図書

の表示不明確▽設計図書

の表示不明確▽設計図書

よる工事一時中止に対応し、工事現場の維持費など適切な計上していく。

20年 5月 19日

建設産業新聞